

改定項目における検討方針（案）

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
① 超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成	<p>● 近距離から見上げるスカイラインおよび遠方から眺望する群としてのスカイラインについて、あり方や景観形成の方向性を検討し、必要に応じて、景観計画等の記述を見直す。</p>	<p>● 超高層ビル群周辺のスカイラインの重要性や、計画されている超高層ビルを含む新たなスカイライン形状を示し、配慮を求めていく。</p>	<p>● 計画されている超高層ビルを含む超高層ビル周辺のスカイライン形状を把握し、理想のスカイライン形状をイメージできる図を提示し、配慮を求めていく。</p>	<p>・ 新宿区の3次元データを活用し、四方からスカイライン形状の把握を行う。</p> <p>・ 超高層ビル群を望む視点場および見え方については、現地調査・WG フィールドワーク等により把握する。</p>
		<p>2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>II 広域的な景観の形成</p> <p>(1) 超高層ビルの景観形成</p> <p>→ (見直し)・・・今後も日本の「顔」となる特徴的な眺望景観として、都庁第一本庁舎と新宿駅を中心としたまとまりのあるスカイラインの形成、超高層ビル群全体として見た時の形態意匠の調和が図られるように誘導していきます。・・・</p> <p>参考：新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン（H28.3） 新宿グランドターミナル・デザインポリシー2019</p>	<p>「エリア別景観形成ガイドライン」 10-4 超高層エリア 1.東京のシンボルとなる風格のある超高層ビル群をつくる</p> <p>「超高層ビルの景観形成ガイドライン」 1.西新宿周辺では、超高層ビル群としての統一感を持たせる</p> <p>→ (見直し) 新宿駅周辺や新宿御苑からの見え方をシミュレーションし、都庁第一本庁舎と新宿駅を中心としたスカイラインを保持する</p> <p>→ (追加) スカイラインの図</p>	
				<p>図：3D都市モデル PLATEAU（国）</p>
		<p>超高層ビル群のスカイライン</p> <p>新宿区の建築物の高さ</p>		
<p>● 超高層ビルが計画される際にはスカイラインの形成に関する資料の提出を義務付けるなど、事前に協議が可能となる仕組みを検討する。</p>		<p>景観事前協議・行為の届出の手引書</p> <p>● 事前協議における必要書類に、シミュレーション図等を追加し、協議の対象となるような仕組みとする。</p> <p>「景観事前協議・行為の届出の手引書」 6.必要書類 → (追加) シミュレーション図（超高層ビル群周辺のスカイライン）</p>		

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
②景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方	●象徴的な眺望を保全するための「高さ」に関する考え方について検討し、必要に応じて、景観計画等への具体的な記述を検討する。	●首都東京を象徴する聖徳記念絵画館、迎賓館、新宿御苑の眺望を保全するため、定性的に高さに対する配慮を求めていく。 2 良好な景観の形成に関する方針 II 広域的な景観の形成 (2) 聖徳記念絵画館や迎賓館および新宿御苑からの眺望の保全 →（見直し）首都東京の象徴性を意図して造られた聖徳記念絵画館や迎賓館は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成しています。この眺望景観を保全するため、周辺で計画されている建築物等の規模や高さ、色彩等を適切に誘導していきます。・・・この新宿御苑内からの眺望を保全するため、周辺で計画されている建築物等の高さ、外壁の色彩や隣棟間隔、屋外広告物の表示などについて、適切に規制・誘導を行います。	●新宿区を象徴する聖徳記念絵画館、迎賓館、新宿御苑の眺望を保全するため、定性的に高さに対する配慮を求めていく。 「エリア別景観形成ガイドライン」 1-1 四谷外濠エリア 2.迎賓館の眺めを保全する →（追加）迎賓館の眺望に配慮した高さとする →（追加）方針図に眺望点の追加（迎賓館から四ツ谷駅の眺望） 1-7 神宮外苑・南元町エリア 1.聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する →（追加）聖徳記念絵画館の眺望に配慮した高さとする 1-10 新宿御苑・内藤町エリア 1.新宿御苑からの眺めを保全する →（追加）新宿御苑からの眺望や超高層ビル群のスカイラインとの調和に配慮した高さとする 「新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン」 (2) 新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導 ②眺望地点 →眺望地点は、庭園の作庭上、重要な視点場として設計された場所とします。事業者は眺望地点から事業地を眺望したシミュレーション図（新宿御苑の樹木との高さ関係や都庁第一本庁舎と新宿駅を中心としたスカイラインとの関係が分かるもの）を事前協議の際に作成し、庭園内からの見え方について検討し、提出してください。	・聖徳記念絵画館、迎賓館周辺（四ツ谷駅等）、新宿御苑の眺望については、現地調査・WG フィールドワークで確認し、課題を抽出する。
	●景観計画等への反映とあわせて、都市計画を活用したコントロール手法との連携に関する記述を検討する。	●都市計画手法との連携については、記載方法を検討する。	●都市計画手法との連携については、記載方法を検討する。	・区内の高さ規制の確認

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法																																									
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等																																										
③ 夜間の景観形成	<p>●東京都の「夜間における景観の形成に関する方針」との連携を図りながら、区としての方向性を検討し、景観まちづくり計画への追加を検討する。</p> <p>●必要に応じて、各ガイドラインへの具体的な記述を検討する。</p>	<p>●夜間景観の重要性や目指す夜間景観の方向性、基準についてについて分かりやすく示し、配慮を求めていく。</p>	<p>●東京都の「夜間における景観の形成に関する方針」と整合を図りながら、新宿区の夜間景観形成の方針や考え方、具体的な方策について示す。</p> <p>●歌舞伎町や神楽坂等特徴的な夜間景観を有するエリアでは、エリア別景観形成ガイドライン内の、エリアレベルの方針・考え方、具体的な方策において、夜間景観への配慮事項を示す。</p>	<p>・夜間景観については、現地調査・WG フィールドワークで現状を把握し、課題を抽出する。</p> <p>・「東京都景観計画」や、「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引」との整合を図る</p>																																									
		<p>2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>II 広域的な景観の形成</p> <p>(新規) 地域特性に応じた夜間景観の形成</p> <p>→ (新規) 新宿区では、新宿駅周辺や歌舞伎町など繁華街の賑わい、外濠や神楽坂など風格や歴史を感じる地域、自然や住宅地の落ち着いた環境など、地域によって多様な表情を見せる個性豊かな夜間景観が特徴です。</p> <p>これらの夜間景観を際立たせ、新宿らしさを創出するために、地域特性に応じた照明計画が図られるよう誘導していきます。</p> <p>また、街路灯など安全性を確保する照明と賑わいや安心感などを演出する照明について、それぞれの用途にあった活用について適切に誘導していきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>賑わいを創出する夜間景観 (歌舞伎町)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>落ち着いた雰囲気 の夜間景観 (神楽坂)</p> </div> </div> <p>3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>※照明をコントロールするために、地域特性を踏まえ照明の使用目的（公的な照明・私的な照明）に応じた基準について検討する。</p> <p>※夜間景観の活用のために、具体的な地点を示しつつ、建築物や建造物、植栽などのライトアップに関する基準について検討する。</p> <p>参考：東京都景観計画（H30.8 改定） 良好な夜間景観形成のための建築計画の手引き（R1.8）</p>	<p>「エリア別景観形成ガイドライン」</p> <p>○特徴的なエリア例</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">■繁華街</th> </tr> <tr> <td>5-6：大久保通り南エリア</td> <td>5-7：歌舞伎町二丁目エリア●</td> </tr> <tr> <td>6-5：高田馬場駅周辺エリア●</td> <td>10-1：歌舞伎町一丁目エリア</td> </tr> <tr> <td>10-2：新宿駅東口エリア</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">■ビジネス街</th> </tr> <tr> <td>9-7：柏木南再開発エリア</td> <td>10-3：新宿駅西口エリア</td> </tr> <tr> <td>10-4：超高層エリア</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">■歴史的街並み</th> </tr> <tr> <td>1-3：荒木町エリア</td> <td>1-8：花園神社周辺エリア</td> </tr> <tr> <td>2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア</td> <td>2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア●</td> </tr> <tr> <th colspan="2">■幹線道路沿道</th> </tr> <tr> <td>3-1：早大通り区画整理エリア</td> <td>4-5：曙橋エリア</td> </tr> <tr> <td>10-6：甲州街道沿川エリア●</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">■水辺・みどり</th> </tr> <tr> <td>1-1：四谷外濠エリア</td> <td>1-7：神宮外苑・南元町エリア</td> </tr> <tr> <td>1-10：新宿御苑・内藤町エリア</td> <td>6-6：田島橋エリア●</td> </tr> <tr> <td>7-7：神田川・妙法寺川エリア●</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">■住宅街</th> </tr> <tr> <td>3-4：弁天町谷筋エリア●</td> <td>4-2：夏目坂エリア●</td> </tr> <tr> <td>4-4：余丁町周辺エリア●</td> <td>4-5：曙橋エリア●</td> </tr> <tr> <td>5-1：西向天神社エリア●</td> <td>7-2：下落合台地エリア</td> </tr> <tr> <td>7-3：下落合斜面地エリア</td> <td>8-1：西落合北エリア</td> </tr> </table> <p>●：エリア別景観形成ガイドライン内で夜間景観に関する記述があるもの</p> <p>※特徴的なエリア等では、方針や考え方、具体的な方策内で夜間景観に関する記載内容を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>東京を代表する光の拠点 (出典：JAXA)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新宿の夜景 (弊社撮影)</p> </div> </div>		■繁華街		5-6：大久保通り南エリア	5-7：歌舞伎町二丁目エリア●	6-5：高田馬場駅周辺エリア●	10-1：歌舞伎町一丁目エリア	10-2：新宿駅東口エリア		■ビジネス街		9-7：柏木南再開発エリア	10-3：新宿駅西口エリア	10-4：超高層エリア		■歴史的街並み		1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア	2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア●	■幹線道路沿道		3-1：早大通り区画整理エリア	4-5：曙橋エリア	10-6：甲州街道沿川エリア●		■水辺・みどり		1-1：四谷外濠エリア	1-7：神宮外苑・南元町エリア	1-10：新宿御苑・内藤町エリア	6-6：田島橋エリア●	7-7：神田川・妙法寺川エリア●		■住宅街		3-4：弁天町谷筋エリア●	4-2：夏目坂エリア●	4-4：余丁町周辺エリア●	4-5：曙橋エリア●	5-1：西向天神社エリア●
■繁華街																																													
5-6：大久保通り南エリア	5-7：歌舞伎町二丁目エリア●																																												
6-5：高田馬場駅周辺エリア●	10-1：歌舞伎町一丁目エリア																																												
10-2：新宿駅東口エリア																																													
■ビジネス街																																													
9-7：柏木南再開発エリア	10-3：新宿駅西口エリア																																												
10-4：超高層エリア																																													
■歴史的街並み																																													
1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア																																												
2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア●																																												
■幹線道路沿道																																													
3-1：早大通り区画整理エリア	4-5：曙橋エリア																																												
10-6：甲州街道沿川エリア●																																													
■水辺・みどり																																													
1-1：四谷外濠エリア	1-7：神宮外苑・南元町エリア																																												
1-10：新宿御苑・内藤町エリア	6-6：田島橋エリア●																																												
7-7：神田川・妙法寺川エリア●																																													
■住宅街																																													
3-4：弁天町谷筋エリア●	4-2：夏目坂エリア●																																												
4-4：余丁町周辺エリア●	4-5：曙橋エリア●																																												
5-1：西向天神社エリア●	7-2：下落合台地エリア																																												
7-3：下落合斜面地エリア	8-1：西落合北エリア																																												

		<p>「広域的な景観形成ガイドライン」 「(新規) 夜間景観形成ガイドライン」</p> <p>■景観形成の方針 1.良好な夜間景観を創出する</p> <p>□景観形成の考え方 夜間の景観や安全性に配慮したまちづくりを行う</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まぶしく不快な光（グレア）を抑制する ・建築物等のライトアップ時には光害に配慮する ・適切な色温度を設定する ・快適な陰影を生み出す ・光に連続性や一体感を生み出す ・低層部の窓面からの漏れ光を活用し賑わいを生む演出を行う <p>■景観形成の方針 2.地域の個性を生かした夜間景観をつくる</p> <p>□景観形成の考え方 (1) 賑わいを感じる繁華街の夜間景観を形成する</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の照明や広告物などを活用し賑わいを生む演出を行う ・樹木やアート、建築物のファサードなどの景観資源を光で演出する <p>□景観形成の考え方 (2) ビジネス街の夜間景観に風格を生み出す</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスビル高層部の窓面からの過度な漏れ光を抑制する ・過剰な点滅・動きのある照明は使用しない <p>□景観形成の考え方 (3) 歴史的・文化的街並みの保全・活用を図る</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の窓面からの過度な漏れ光を抑制する ・四季や時間、祭事に合わせて光のオペレーションを行う ・ライトアップなど光による効果的な演出を行う <p>□景観形成の考え方 (4) 幹線道路沿線の夜間景観に統一感を生み出す</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線の照明に統一感を持たせる ・沿線の建築物等との連続性に配慮した照明を設置する <p>□景観形成の考え方 (5) 水辺やみどりを生かした魅力的な空間をつくる</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間と一体となった光の演出を行う ・橋梁のライトアップなど景観資源を光で演出する <p>□景観形成の考え方 (6) 住宅街の安全・安心な歩行空間を形成する</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の照明環境の改善を図る ・植栽・樹木等のライトアップを行う 	
--	--	---	--

		<p>■景観形成の方針 3.自然環境へ配慮する</p> <p>□景観形成の考え方 自然環境に配慮した照明を使用する</p> <p>○具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none">・省エネルギー型の照明を使用する・朝夕の光の変化にあわせて調光を行う・漏れ光等により生じる光害を防止する <p>参考（ガイドライン）：東京都景観計画（H30.8 改定） 良好な夜間景観形成のための建築計画の手引き（R1.8） 大阪市景観読本(R3.4) 下関市夜間景観ガイドライン（H28 .3）</p>	
--	--	---	--

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法																																																									
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等																																																										
④ 新たな屋外広告物に関する景観形成	<p>●デジタルサイネージ等の新たな技術を用いた屋外広告物に関する現状と課題を整理した上で、景観形成の方向性や基準を検討し、景観計画等への追加を検討する。</p>	<p>●景観形成方針の「新たな（広告）媒体への対応」として、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」第3章地域別ガイドラインと整合を図りながら、デジタルサイネージ等の方針や基準を示し、配慮を求めていく。</p> <p>2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>III 屋外広告物の景観の形成</p> <p>(1) 屋外広告物に関する景観形成方針</p> <p>② 『多様な広告の景観誘導推進』</p> <p>・新たな広告媒体への対応（※ガイドラインとの整合）</p> <p>→（見直し）デジタルサイネージ等の新たな広告媒体については、光・動き・音が相互に影響するため、景観や住環境だけでなく、安全や健康面に配慮した景観の誘導を進めます。また、今後も技術の進化や社会情勢の変化により、広告手法が変化していくことが想定されることから、新たな広告媒体については、実情を踏まえながら適切な方法により取組を進めます。</p> <p>参考：さいたま市デジタルサイネージガイドライン（R2.2）</p>	<p>●景観形成方針の「新たな広告媒体への対応」として、デジタルサイネージ等の配慮事項を示す。また、「東京都屋外広告物条例の適用除外等の広告物に対する誘導」として、特定屋外広告物（窓面広告）についても、現状の問題点から配慮を求めていく。</p> <p>「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」</p> <p>第2章 区域全体ガイドライン</p> <p>景観誘導の視点</p> <p>(1) 周辺環境や景観への配慮</p> <p>→（見直し）掲出する場所が、住宅地に隣接する地域なのか、賑わいの魅力を高める商業地や繁華街等なのかによって、屋外広告物の出し方やデザインも異なります。同じ商業地でも、古くからある商店街と繁華街では、広告物のあり方に違いがあります。</p> <p>また、屋外広告物に関する景観では、昼間と夜間の両方の考え方が必要となり、特に夜間における屋外広告物のあり方は景観要素の中でも重要なものとなります。</p> <p>近年の技術の進化や社会情勢の変化により、デジタルサイネージ等の新たな技術を用いた屋外広告物が見られるようになりました。新たな広告手法は光・動き・音が相互に影響するため、景観や住環境だけでなく、安全や健康面に対して配慮が求められています。</p> <p>2-1 景観誘導の視点</p> <p>(1) 周辺環境や景観への配慮</p> <p>1) 要素別の景観配慮事項</p> <p>⑤照明・光【新規】</p> <p>方策イメージ</p> <p>→（新規）高輝度（眩しさ）の抑制</p> <p>光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものを避けることで、周辺景観に配慮することができます。</p> <p>→（新規）点滅、高速モーションの抑制</p> <p>デジタルサイネージ等は、派手な色彩、点滅や動きの速い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整することで、周辺景観と調和することができます。</p> <p>→（新規）地域特性に応じた色温度の演出</p> <p>屋外広告物は落ち着きや安らぎなどを色温度で演出することで、夜間における地域の雰囲気づくりに貢献することができます。また、中高層部の屋外広告物の照明を白色系とすることで、周辺景観に配慮することができます。</p>	<p>・デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング、特定屋内広告物（窓面広告）等については、現地調査・WG フィールドワークにより現状を把握し、課題を抽出する。</p>																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色温度</th> <th>光の色</th> <th>人工光源</th> <th>自然光</th> <th>雰囲気演出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12000K</td> <td>青みがかった光色</td> <td></td> <td>快晴の北空</td> <td rowspan="2">  <p>高い色温度を基調とした景色</p> </td> </tr> <tr> <td>10000K</td> <td></td> <td></td> <td>曇天</td> </tr> <tr> <td>8000K</td> <td></td> <td>屋光色</td> <td>平均正午の太陽光</td> <td rowspan="4">  <p>低い色温度を基調とした景色</p> </td> </tr> <tr> <td>6500K</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5000K</td> <td>白っぽい光色</td> <td>昼白色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4200K</td> <td></td> <td>白色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4000K</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3500K</td> <td></td> <td>温白色</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3000K</td> <td></td> <td>電球色</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>~2800K</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2000K</td> <td>赤みがかった光色</td> <td>ろうそくの炎</td> <td>日の出・日没</td> <td></td> </tr> <tr> <td>~1800K</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3）</p>	色温度		光の色	人工光源	自然光	雰囲気演出	12000K	青みがかった光色		快晴の北空	 <p>高い色温度を基調とした景色</p>	10000K			曇天	8000K		屋光色	平均正午の太陽光	 <p>低い色温度を基調とした景色</p>	6500K				5000K	白っぽい光色	昼白色		4200K		白色		4000K					3500K		温白色			3000K		電球色			~2800K					2000K	赤みがかった光色	ろうそくの炎	日の出・日没		~1800K	
色温度	光の色	人工光源	自然光	雰囲気演出																																																									
12000K	青みがかった光色		快晴の北空	 <p>高い色温度を基調とした景色</p>																																																									
10000K			曇天																																																										
8000K		屋光色	平均正午の太陽光	 <p>低い色温度を基調とした景色</p>																																																									
6500K																																																													
5000K	白っぽい光色	昼白色																																																											
4200K		白色																																																											
4000K																																																													
3500K		温白色																																																											
3000K		電球色																																																											
~2800K																																																													
2000K	赤みがかった光色	ろうそくの炎	日の出・日没																																																										
~1800K																																																													

3) 時間別の景観配慮事項

① 昼間と夜間

方策イメージ

→ (新規) 新宿駅周辺や繁華街の賑わいの創出

デジタルサイネージ等は、駅周辺の商業地や繁華街等の賑わいを創出するとともに、見通しの良い場所や高い場所を避けることで、周辺地域の環境に配慮することができます。



出典：さいたま市デジタルサイネージガイドライン (R2.2)

→ (新規) 地域特性にあった夜間景観

歴史、自然などの景観資源の周辺や住宅地では、デジタルサイネージ等の設置を控えることで、落ち着いた夜間景観を創出することができます。

→ (新規) 歩行者等の安全や健康を守る

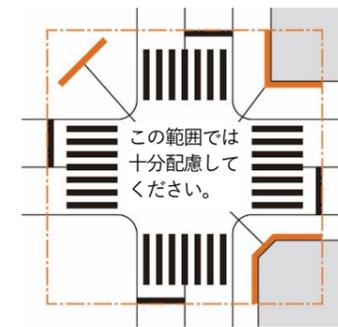
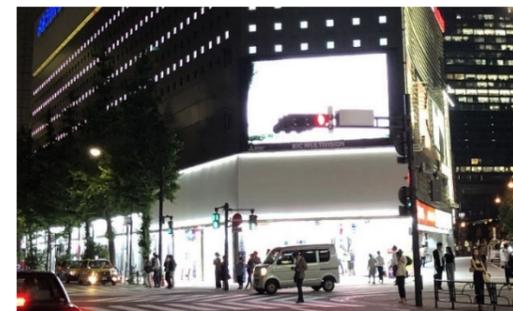
音を出さないこと、展開の速い動画を控えて静止画を織り交ぜること、設置間隔を確保することなどにより、歩行者等の安全や健康を守ることができます。



出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン (R3.3)

→ (新規) 交通安全性の確保

幹線道路など信号交差点付近ではデジタルサイネージ等の設置を控え、信号と誤認しない色彩や明るさとするなど、歩行者や自動車の視認性を確保することができます。



出典：さいたま市デジタルサイネージガイドライン (R2.2)

→ (新規) 時間や明るさの調整

周辺の環境や季節に応じて適切な消灯時間を設定し、昼間と夜間の明るさを調整することにより、周辺環境の保全につながります。

→ (新規) 地域貢献やまちづくりにつなげる

地域貢献につながる活用や、広告料の一部をまちづくりに還元するなど、まちづくりと一体となった運用により、地域の活性化につなげることができます。

※ガラス面などの内側から屋外に表示する場合も、屋外に設置しているものと同様に景観への影響が懸念されるため、上記の内容について配慮してください。

※プロジェクションマッピングなど壁面を活用した大規模な演出の場合、仮設でも景観への影響が懸念されるため、周辺環境への配慮が必要です。



出典：さいたま市デジタルサイネージガイドライン (R2.2)

(3) 窓面広告、敷地内置き看板等の景観づくり
方策イメージ

→ (追加) 開口部としての機能を妨げない

箱文字や切り文字の活用、色彩や情報量を抑えるなど、開口部としての機能を妨げないようにすることで、快適な歩行者空間を創出するとともに、周辺景観との調和を図ることができます。



出典：千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン (R3.3)

参考：さいたま市デジタルサイネージガイドライン (R2.2)
千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン (R3.3)
港区屋外広告物景観形成ガイドライン (H29.12)

第3章 区域全体ガイドライン

※「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」第3章地域別ガイドラインへの反映は今後検討する。

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法										
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等											
⑤ 日本らしい景観と国際色豊かな景観に関する視点	<ul style="list-style-type: none"> ●新宿の文化に根差した「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」を尊重し、社会情勢の変化に柔軟に対応する新たな視点を景観計画等に反映していくことを検討する。 ●「新宿らしい景観」をともにつくる、という考え方を示し、多様な文化に基づく景観を形成していく仕組みについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」など新宿区特有の景観の保全や活用の際に、重要性を示し、配慮を求めていく。 <p>2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>視点2) まちの記憶をいかす</p> <p>→ (見直し) まちは、土地利用や街路形成の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化などが積み重なり、日本らしい景観や国際色豊かな景観など新宿区特有の景観が形成されています。こうした「まちの記憶」を最大限にいかし、より魅力的な景観の形成を図ります。</p> <p>視点3) 水とみどりをいかす</p> <p>→ (見直し)・・・湧水の保全に取り組んでいきます。また、歴史的な地区に日本らしさを感じる樹種を植えるなど、地域特性にあったみどりの創出を図ります。</p> <p>参考：新宿区基本構想・基本計画（H19.12） 新宿区景観形成ガイドライン（みどりの手引き）</p> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※改定方針に従い、新宿区景観まちづくり計画内に追記していますが、他の検討項目（①②③④⑥）と異なり、「1基本方針」への記載を検討しています。 エリア別景観形成ガイドラインの「地区の概要」では基本方針の3つの視点を示しており、エリアとの関連性も深いですが、かなり上位の部分に手を加えるため、適切かどうかご意見を頂きたいと考えています。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」の形成実現に向けて、エリアレベルで新宿区特有の景観に関する内容を示し、配慮を求めていく。 <p>「エリア別景観形成ガイドライン」</p> <p>○特徴的なエリア例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">■日本らしい景観</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1-3：荒木町エリア</td> <td style="width: 50%;">1-8：花園神社周辺エリア</td> </tr> <tr> <td>2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア</td> <td>2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">■国際色豊かな景観</th> </tr> <tr> <td>5-5：大久保通り北エリア</td> <td>5-6：大久保通り南エリア</td> </tr> </table> <p>※特徴的なエリア等では、方針や考え方、具体的な方策内で新宿区特有の景観に関する記載内容を検討する（社会情勢の変化に柔軟に対応する新たな視点等）</p>	■日本らしい景観		1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア	2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア	■国際色豊かな景観		5-5：大久保通り北エリア	5-6：大久保通り南エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統や歴史が感じられる「日本らしい景観」や、大久保駅周辺など「国際色豊かな景観」については、現地調査・WG フィールドワークにより現状を把握し、課題を抽出する。
■日本らしい景観														
1-3：荒木町エリア	1-8：花園神社周辺エリア													
2-3：神楽坂（神社・寺町）エリア	2-4：神楽坂（路地・横丁）エリア													
■国際色豊かな景観														
5-5：大久保通り北エリア	5-6：大久保通り南エリア													

検討項目	改定方針	対応策（掲載箇所・内容）		調査・分析方法
		新宿区景観まちづくり計画	新宿区景観形成ガイドライン 等	
⑥ 公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に配慮した公共空間づくりの考え方に重点をおき、人の活動に寄与する公共空間（民有地における公開空地等を含む）のあり方について検討し、公共空間の整備に関する景観形成の基本的な考え方や基準を景観計画等に反映することを検討する。 ●民有地における公開空地等については、維持管理や改修の段階においても景観形成の方針等が担保される仕組みを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共空間（民有地における公開空地等を含む）の考え方やあり方について示し、配慮を求めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在計画中の公開空地や整備済みの公開空地を把握し、理想とする公開空間をイメージできる図を提示し、配慮を求めていく。 ●公開空地の維持管理や改修の段階における具体的な方策を示し、配慮を求めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間については、現地調査・WG フィールドワークにより現状を把握し、課題を抽出する。 ・区内の優良事例、全国の先進事例について調査し、景観や活用に関する取組を把握する。
		<p>2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>II 広域的な景観の形成</p> <p>（新規）公共空間の景観形成ガイドライン</p> <p>→ （新規）新宿区には、道路や公園、広場などの公共空間が多く存在し、区民の生活を支えています。新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル化社会の到来によって人々の働き方・暮らし方が大きく変化する中、公共空間には、多様性があり居心地の良い空間が求められています。そのため、周辺環境と調和し統一感のある公共空間を目指し、特色のある植栽などで緑化を進め景観的にも地域のシンボルとなるよう誘導していきます。また、まちの魅力を向上させるとともに、地域コミュニティを活性化させる空間の形成を図ります。</p>  <p>にぎわいを創出する公共空間・オープンスペース （新宿モア4番街） 出典：新宿区</p> <p>3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築等 ●その他 ・道路や広場などの公共空間と一体的かつ連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。 <p>7 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>※景観重要公共施設の整備に関する事項では、整備に関する事項の見直しについて検討する。</p> <p>参考：豊島区景観形成ガイドライン：公共空間編（R1.9改定） 荒川区景観形成ガイドライン：公共空間編（H24.3） 川崎市公共空間景観形成ガイドライン（H26.4）</p>	<p>「エリア別景観形成ガイドライン」</p> <p>※各エリアでは、方針や考え方、具体的な方策内で公共空間に関する記載内容を検討する。（人の活動に伴う「生活景」について強調する等） ※現在、市街地再開発事業が行われている西新宿地区「3丁目西地区（10-6：甲州街道沿道エリア）、5丁目北地区・中央南地区（10-7：淀橋・十二社エリア）」では、記載を検討する。</p> <p>「要素別景観形成ガイドライン」 「（新規）公共空間の景観形成ガイドライン」</p> <p>■景観形成の方針</p> <p>1.居心地のよい公共空間をつくる</p> <p>□景観形成の考え方</p> <p>（1）周辺景観との調和に配慮した意匠・デザインとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な方策 ・シンプルで質の高いデザインとする ・多色使いやイラストの過剰表示、周囲から浮き立つデザインを避ける ・美観の形成や周辺との調和に配慮した緑化を図る <p>□景観形成の考え方</p> <p>（2）連続性のある公共空間を形成する（道路・河川空間等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な方策 ・周辺の建築物等と形態意匠、色彩、高さ等を揃える ・舗装や照明等の統一を図る <p>□景観形成の考え方</p> <p>（3）一体的な公共空間を形成する（公共用地・民地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な方策 ・民地内に公共空間と一体的なオープンスペースを設ける ・公共空間と建築物が一体となって潤いを感じられるみどりの創出 ・テラス席などを設置し、民間事業者による日常的な公共空間活用を推進する <p>□景観形成の考え方</p> <p>（4）快適な歩行空間を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な方策 ・歩行者滞在空間（ベンチ等の休憩施設等）を設ける ・建物低層部ガラス張り化等、民間施設のオープン化を推進する <p>□景観形成の考え方</p> <p>（5）持続可能な公共空間を形成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な方策 ・交換等のメンテナンス性に優れた部材を選定する ・修繕やリノベーションを想定した意匠・デザインとする 	

■景観形成の方針

2.誰もが使いやすい公共空間をつくる

□景観形成の考え方

(1)ユニバーサルデザインに配慮する

○具体的な方策

- ・沿道の建築物との連携により、ゆとりある歩行者空間を確保する
- ・滞留スペースと移動経路を分離し、快適な公共空間とする
- ・サインは、誰にでも判読しやすい視距離に応じた文字サイズとする
- ・複数の言語を併記する場合は、和文高さに対して50%を原則とする
- ・サインの色彩は、高齢者や色覚多様性等に配慮し、適度な明度差をつけた判読しやすい配色、形の違いによる情報を組み合わせるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する

図色と地色の対比例



出典：千代田区公共サインデザインマニュアル・千代田区サインガイドライン

□景観形成の考え方

(2)市民・民間・行政の連携による公共空間づくり

○具体的な方策

- ・住民参加の機会を創出する（住民による植栽管理・植樹活動等）
- ・ワークショップによるプレイスメイキングを実施する

参考：豊島区景観形成ガイドライン：公共空間編（R1.9 改定）

荒川区景観形成ガイドライン：公共空間編（H24.3）

川崎市公共空間景観形成ガイドライン（H26.4）

横浜市公共空間活用の手引き（R2.1）

まちなかウォークアブル推進プログラム（国土交通省）（R1.12）

新宿グランドターミナル・デザインポリシー2019

ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン（新宿区）（H23.3）

新宿区屋外広告物に関する景観形成ガイドライン（H27.3）

千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン（R3.3）

千代田区公共サインデザインマニュアル

千代田区サインガイドライン